

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還協定放棄請求権

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43688

(3)

關係各省會議
1920

北米第一課長

藤野 幸徳官

沖縄の請求権問題について

52. 8. 18
未 出

1. 沖縄返還協定上、講和後、復帰
前の沖縄の対米請求権の法、米国法

令又は沖縄の現地法令により特に認
められるものは米国の責任で処理するこ

ととなっている。(第4条2項) それ以
外のものについては請求権を放棄して

いる。(第4条1項)

2. 放棄した(国民の)請求権につい

ては米国による裁判が実際的に不
可能であることが予見されるので、これに

(19日の各者会議
の目的のブリー
フィングを済
ませたことと
関係)

については国内的措置により適正に
処理することとなった。(46. 11. 29 参

沖特, 46. 12. 17 参 沖特における福田
外務大臣答弁)

3. 復帰後、内閣官房、沖縄開発
庁、防衛施設庁間の協議による了解のもとに

「国内的措置をとるための準備として
とりあつかう防衛施設庁が沖縄開発

庁の協力のもとに実態調査を行うこと
となり、これは防衛施設庁において2回にお

ける調査
たる報告書が作成されている。いづれ
と主管官庁とするかについては今後に残

れた問題となっている。

4. これまで開かれた関係者連絡

✓
文書

✓

会議において、調査とともに国内
 的措置をとることの法的根拠等を認め
 ることとされ、^{法判例} ^{法解釈面} 前者に就しては法解釈
 に 肉付 見解が求められている。法
 的疑問点として 開業 等が挙げら
 れる中には次のようなものがある。

(1) 請求権放棄とは外交保護権の放
 棄であるといふが、その場合国内補償責任
 が生ずるのか (憲法29条3項
 が適用されるのか)。

(2) 請求権放棄とは外交保護権の放
 棄であるといふ見解は米國政社も同様
 か。

(3) 請求権放棄せむれば米國から得られ

たてあつて補償の種類と案が明か
 れば国内的措置をとる場合の基
 準として参考になるとして、これの調査
 をも前者に依頼する声もある。

(注)

(1) については外務省の権限とは直接関係ないか
 も考えられるが、例として日韓清村権協
 定の国令審議の降高は法判例も同様
 同様在傾向に於て、憲法29条3項
 の問題とは存するといふ見解を示し
 ている。

(2) については事実関係が明確ではない。

(3) 最後の案については物理的に極めて困
 難であること、国内措置を講ずること

5

直接関係のないことと理由に断った
経緯がある。

北米第一課長 藤野 謙吉

沖縄の請求権問題に関する各者
会議への出席要請

52. 8. 17
第 1.

8月17日内閣審議 片山主直以
標記に於て次の通り決案を閣議の
出席方(都合つかぬ場合は代理)要請
した。

1. 日時場所、8月19日 10時30分
総理府503号室

2. 議題、「沖縄の請求権問題に関す
る経済と書面の処理方針」
(事務分担の明確化)
藤野 謙吉

3. 他の出席者 (清水) 内閣審議官
藤谷 沖繩県庁総務局長

三月 北の調査

高島防衛施設庁施設部長
(川西大蔵省主査)(岡榮子担当)
上谷特別局参事官(松尾有担当)

(補足)

52. 8. 18

当方の照会に対する内閣島嶼部田中参事官の補足説明は次の通り。

1. 8月19日の関係各者会議は①昨年秋の防衛施設庁による沖縄現地の実態

調査報告の検討結果の報告、②本件を取扱官庁の窓口が一歩化されていない

本問題に対する政府の姿勢態度が明確ではない等の不満が現地側からしばしば表明されていること及び官房長官等から当面の方針を至急策定すべしとの指示がなされていることを受け、本問題に対するとりまきの処理方針を固めた

この報告を行うことを目的としている。

2. 1.①については、賠償補償に肉には比較的損害が明確であり、算定が
 能なため、相手と特産し、担当官に
 決定し、速やかに話し合いを始めたこと考
 えている。

3. 外務省には従来から本内題に
 関与して来た経緯もあり、今回も出席
 していただく。本内題の経緯、処理
 方針等をお聞きいただきましたこと考之、本
 省要請を行ったが、今後は外務省に
 関与していただく局面はなくなつたのでは
 ないかと思われ、お察しに御座
 りたいたす。

大 臣 官 房 長
 事務次官
 外務審議官
 官 房 長
 総務課長
 参事官
 秘 密 期限

条約局長
 条約課長
 法規課長
 事務課長

アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 首席事務官
 蒲野事務官

沖繩の請求権内題の処理に
 関する関係者庁会議 (報告)
 (沖繩南発庁と防衛施設庁との向今後の所掌分担)

52. 8. 19
 未北一

I. 沖繩返還協定上、講和後復帰前
 の沖繩の対米請求権の法、未国法
 (施政の期間中に適用した)

令又は沖繩の現地法令により特
 認められるものは未国の責任で処理
 することとなっている。(オ4条2項)それ
 以外のものについては請求権を放棄し
 ている。(オ4条12項)

II. 放棄した(国民の)請求権につ
 いては未国による救済が実際上不可能
 であることが予見されるので、これについて

8月22日回中
 本件報告を
 承知された
 後、又か
 法律を作
 るか

は国内的措置により適正に処理することとなった。(46.11.29豪沖特等に

おける福田外務大臣答弁等)

Ⅲ、復帰後、内閣官房、沖縄開発庁

防衛施設方向の協議による了解のもとに「国内的措置」をとるための準備として、とりあつて防衛施設庁が

沖縄開発庁の協力のもとに実態調査

直之行)こととなり、これまで施設庁において2回にもわたる実態調査報告

書が作成されている。しかしいずれも正式な主管官庁とするかについては残さ

れた問題となっていた。

またこれまで開かれた関係各府

連絡会議においては、当省は国内的措置をとることの法的根拠等、^(この関連で)適宜

協定の解釈に関する見解を述べた経緯がある。

Ⅳ 以上を背景として、8月19日内閣審議室において、本問題の取扱いに関

する今後の処理方針について関係各府会議が開かれたこと、その模様

は次の通り。

A. 出席者

(内閣) 清水審議室長、
田中審議官
波辺 "

(外務省) 波辺北東一課長
(法制局) 上谷参事官(総理府担当)
(大蔵省(油)) 川西直直(開発庁担当)

(沖縄開発庁) 廣谷総務局長
梶原総務局参事官

(防衛施設庁) 高島施設部長
三条施設企画課長

(注) 対外的には大蔵省は欠席の形の内。

B. 議事

1. 冒頭、清水審議官長より、沖縄

復帰後5年の歳月が経過していること
でもあり、また沖縄現地の国に対する

不満も高まっていることでもあるので、(1)本内
題に対する政府の態勢を明確にする

ことにつき、また(2)漁業の請求について
は算定可能なるほどに実態が明らかに

なっているとの見方が支配的であるの
で、これの処理方法につき関係者内
本席上

で、次に田中審議官が説明するうら
で合意をしておきたいと述べた。

意思統一

2. これを受けて田中審議官より、これま
での開発庁と施設庁内の意見、

沖縄現地の意向等を基に審議した結果と
して、次の処理方針の説明が行わ

れ、出席者により了承された。

(1) 政府に提出された請求のうち、損害
が推定できる漁業に関する請求をその
他の請求から分離し、それに先立ち

処理する。

(2) 漁業に関する請求については、

(1) 予算要求等の形式窓口は、主として開
発庁、請求者団体との交渉とこれに

(基礎算定、積算等)

6

付随する事務は、主として防衛施設
庁が、これを担担する。

(b) 交渉の相手側は、沖縄県漁業振
害補償協議会とし、窓口は一本化

す。

(1) 上記 1. 及び 2. (b) について沖縄側
の確決が得られれば、南米庁は、53

年度予算の概算要求を行う。

(3) 損益が算定にくく、かつ複雑な内容

を有する残金の請求項目については、関
係者等による行政協議会を設置し、

今後の取扱い方針を検討する。なお
同協議会は南米庁が担担する。

3. 次いで、後谷南米庁総務長より、
漁業請求を他の請求から分離、先行

7

さて処理することについては、現地側
(漁業関係者のみならず、県知事及び陸

上協議会) が了承し、また政府側
(官房長官、防衛庁長官、南米庁長官)

も了承してゐるに過ぎないが、現地側
は、残余の請求についても政府は措

置をとることを明確にすべきであると主張し
ており、政府としては、漁業のみならず、

国会議員等
団体による

陸上請求を含めた請求権処理に関
する基本方針を明確にする必要がある

との指摘を行った。

4. 次いで支給する金(カネ)は如何な

(南米庁長官)

る性格のものかという点について、南
米庁から、補償金ではなく、見舞金

これと処理する考之であるとの見解が示されたのに、先、法制局及び外務省から、

本件請求については、日本に補償義務があるわけではないので、施設等の考之が
(内閣府のみ)

正しいとの見解が表明された。

また予算の執行としての行政措置にとど

めるべきか、予算に併せて立法措置を講ずべきかという点については、内閣法

(漁業請求権問題に絡む点)

制局より、立法措置を講じたいことが、明確になり好ましいのではないかと

見解が表明されたが、内閣府より漁業請求を陸上請求から分離して立

陸上は切り捨てるのでいいから

法措置を講ずることは、陸上請求者の 懸念から陸上の請求も立法に盛り込みたい旨主張して、これに 対応する。 →

現時点では

特に陸上請求については、損害の事実関係が明確でないのことが多いことから

立法は技術的に困難であり、行政措置として処理することが望ましいのでは

ないかと考之されざる指摘があり、また外務省からも、立法化といふことになれば

請求権放棄一般の問題として、対日平和条約、日華平和条約、日韓請求権

協定等の絡みでこれらの処理ぶりにつき新たに国会論議の対象となる可

能性があるので、これを避けて、行政措置として処理することが望ましいと考之

この問題は

ざる指摘した。いずれにしても今後の漁業関係請求に関する現地側との

話合いの模様等と勘案しながら決定
すべし問題として今後の課題として残

された。

5. その他、漁業損害請求として政

府に提出されている額は講和後550
億円、講和前、160億円、施設等と

しては現在講和後分についてはのみ
考慮しており、これについては約20億円

の支給が母体と考へてい等の説明が
あった後、清水審議官より、本

田中審議官から提呈された今後の処理
方針が関係者により了承されたこと

田中審議官より菅正副官に報告することと、南
榮行の藤田総務長官に報告することとした等の
発言があり、了承し、会議を閉じた。

大臣	条約局長	アメリカ局長	秋
事務次官	法規課長	参事官	
高島外務審議官	安全保障課長	北米第一課長	別添回覧
官房長	総括参事官	首席参事官	
総務課長		蒲野事務官	

首... 沖縄の請求権問題の処理方針に
法務省と関係省会議(沖縄両英方と防衛
施設等との間の今後の所掌分担)

52. 8. 19

中 1

1. 沖縄返還協定上、講和後 復帰
前の沖縄の対米請求権の5、米国法

令又は沖縄の現地法令により特に認
められたものは米国の責任で処理すべ

ととなっているが(オ4条2項)、それ以
外のものについては請求権を放棄し

る(オ4条1項)。

2. 放棄した(国民の)請求権については

米国による救済が實際上不可能である

ことが予見されたので、これについては国内的措置により適正に処理することとなり(46.11.29 衆議特委等における福田外務大臣答弁等)、復帰後、内閣官庁、沖縄開発庁、防衛施設方向の協議による了解のもとに「国内的措置をとるための準備として、とりわけ防衛施設庁が沖縄開発庁の協力のもとに実態調査を行うこととなり、これを施設庁において2回にわたる実態調査報告書が作成されている。しかし、これを正式な主管官庁とするかについては残された問題となっていた。また、これらとの関係各省会議におい

ては、本省は国内的措置をとることの法的根拠との関連で返答協定の解釈に関する見解を述べた。

3. 沖縄復帰後5年が経過しているにも拘らず国内措置の処理方針及び主管官庁が明確にされていないことに対する沖縄現地からの不満等に鑑み、政府としては早急にこれを明確にする必要に迫られてきたところ、8月19日内閣審議室において関係各省会議が開かれ、次の内閣審議室提案が了承され、官房副長官及び開発庁長官に報告されたこととなった。

(1) 政府に提出された請求の5、損害

が推定される漁業に関する請求と他の請求から分離し、これに先立ち処

理する。

(2) 漁業に関する請求については、

(1) 予算要求等の形式窓口は、主として南
農庁、請求者団体との交渉とこれに付

随な事務(基礎算定、積算等)は、主と
して防衛施設庁がとられ担当する。

(2) 交渉の相手側は沖縄県漁業損害
補償協議会とし、窓口を一本化する。

(3) 上記1、及び2、(2)について沖縄側の
確認が得られれば、南農庁は53年度

予算の概算要求を行う。

(3) 損害が算定しにくく、かつ複雑な内容

と有る残余の請求項目については、
関係者庁による行政協議会を設

置し、今後の取扱い方針を検討する。
なお、同協議会は南農庁が担当する。

4. その他同回の会議において、(1) 国内
的措置の性格は、補償金ではなく、

見舞金であることが確認され、(2) 国内
的措置と予算の執行としての行政措置

にと定めるべきか、予算に併せて立法措
置を講ずべきかという点については今後

の漁業関係請求に関する現地側との
話し合いの模様等を甚力察しながら決定

することとされ、(3) 漁業損害請求として
政府に提出されている額は講和後550

億円、講和費160億円の補填方針については、現在講和後の分についてののみ考慮し

ており、これについては約20億円の支給が、妥協と考へておるとの説明があった。

(会議出席者)

(内閣) 清水嘉彦議長、田中憲次官
渡辺憲次官

(外務省) 渡辺北村一輝長

(法制局) 上谷孝事官(総理府担当)

(大蔵省) 注 川田文彦(国幣庁担当)

(建設省) 渡谷総一郎長、折原大同局長

(防衛省) 高島裕次郎長、三浦裕次郎長

注 対外的には大蔵省は欠席の由。

請求権問題K1120

当面A処理方針K112

内閣審議室

52. 8. 19

1 政府に提出された請求権に関連した請求項目のうち、損害
が推定できる漁業に関する請求を、その他は請求項目と
分離し、それぞれ先だてて処理する。

2 漁業に関する請求K112

(1) 予算要求等の形式的窓口は、主として開発庁、請求
者団体との交渉とこれに附随する事務口、主として、防衛
施設庁が、それぞれ担当する。

(2) 交渉の相手側は、沖繩県漁業損害補償協議会
と、窓口は一本化する。

(3) 上記1.と2.(2)K112、沖繩側の確認心得として
は、開発庁は、53年度予算の概算要求に必要と要求
を行う。(2)項、他省庁は、秘密)

3 損害の算定は、その複雑な内容と有する残余
の請求項目K112は、関係省庁による行政協議会

(関係省:国体、意見は随時、徴収S.)を設置し、今後、
取扱い方針を検討する。与、当面協議会は、開

発庁が担当する。

内

閣

8月19日の関係者会議
において了承されたもの。

請求権問題について

当面の処理方針について

内閣審議室

52.8.19

1 政府に提出された請求権に関連した請求項目のうち、損害
の推定に乏しい漁業に関する請求を、その他の請求項目と
分離し、それら先づ処理する。

2 漁業に関する請求について

(1) 平等要求等の形式的窓口は、主として関係庁、請求
者団体との交渉とこれに附随する事務口、主として、防衛
施設庁の、それらに担当する。

(2) 交渉の相手側は、沖縄県漁業損害研究協議会
と、窓口一本化する。

(3) 上記条約2(2)について沖縄側の確認を得るに
は、関係庁は、53年度予算の概算要求に必要台要求
を行う。(この項、他各庁には秘)

3 損害の算定に乏しい複雑な内容に有する被害
の請求項目については、関係各庁による行政協議会
(関係者、団体、意見は随時、徴する。)を設け、今後
取扱方針を検討する。なお、当協議会は、関
各庁の担当する。